



令和2年 第2回定例会：7月16日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9名）	2
○欠席議員（1名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 1時30分）	4
○諸般の報告	4
出席者の紹介、臨時議長の紹介	4
○開 会（午後 1時35分）	5
○仮議席の指定	5
○議事日程（その1）の報告	5
○議長の選挙	5
○議事日程（その2）の報告	7
○議席の指定	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
採決	7
○副議長の選挙	8
○議会運営委員会の委員の選任	9
○管理者あいさつ	9
○議案第9号及び議案第10号の一括上程、提案説明	10
石 井 直 彦 管理者	10
○上程議案の質疑、討論省略、採決	11
○議案第11号及び議案第12号の一括上程、提案説明	11
石 井 直 彦 管理者	11

佐野雄一 事務局長	1 2
○上程議案の質疑～採決	1 3
○特定事件の委員会付託	1 4
○閉会（午後 1 時 5 8 分）	1 4
<hr/>	
○署名議員	1 5

彩広清告示第6号

令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を、7月16日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和2年7月6日

彩北広域清掃組合
管理者 石井直彦

令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程（その1）

令和2年7月16日（木） 午後1時30分開議

第1 議長の選挙

○議事日程（その2）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議会運営委員会の委員の選任

第6 議案第9号 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるに
ついて

議案第10号 彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるに
ついて

第7 議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

議案第12号 埼玉県央広域公平委員会の規約変更について

第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（9名）

1番	町田	光	議員	2番	小林	修	議員
3番	柴崎	登美夫	議員	4番	細谷	美恵子	議員
5番	加藤	英樹	議員	6番	坂本	晃	議員
8番	高橋	弘行	議員	9番	吉田	豊彦	議員
10番	田中	克美	議員				

○ 欠席議員（1名）

7番 江川直一 議員

○ 説明のため出席した者

石	井	直	彦	管	理	者		
原	口	和	久	副	管	理	者	
小	卷	健	二	会	計	管	理	者
江	森	裕	一	参	与			
飯	塚	孝	夫	参	与			

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	佐	野	雄	一
主	幹	今	井	剛	史		
書	記	福	田	延	孝		

△諸般の報告

○佐野雄一事務局長 本日皆様には、公私ともご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議会につきましては、彩北広域清掃組合としての新体制となりまして、組合議員及び正副管理者等の執行部とが一堂に会する最初の議会となりますので、出席者のご紹介をしたいと存じます。初めに、議員の皆様からご紹介申し上げます。なお、行田市選出の江川議員におかれましては、本日体調不良によりまして欠席されますとの届出がございましたので、報告をさせていただきます。

それでは、行田市選出議員からご紹介申し上げます。こちらでお名前をお呼びいたしますので、ご起立をお願いいたします。

町田議員、小林議員、柴崎議員、細谷議員、高橋議員、吉田議員。続きまして、鴻巣市選出議員をご紹介申し上げます。加藤議員、坂本議員、田中議員。

次に、本日出席しております正副管理者、会計管理者及び参与をご紹介申し上げます。初めに、管理者の石井行田市長でございます。副管理者の原口鴻巣市長でございます。会計管理者の小巻行田市会計管理者でございます。参与会会長の江森行田市環境経済部長でございます。参与会副会長の飯塚鴻巣市環境経済部長でございます。

次に、当組合職員をご紹介申し上げます。事務局の今井主幹です。同じく福田主査です。そして、私、事務局長の佐野でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。以上で紹介を終わらせていただきます。

なお、これから議事に入りますけれども、事務局から2点ほどお願いがございます。新型コロナウイルス感染症の第2波が懸念される中、発言する際は、フェイスシールドまたはマスクの着用をお願い申し上げます。また、お手元のフェイスシールドは、閉会后、自席の机の上に置いていただければ、事務局の方で保管させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に移らせていただきたいと思います。彩北広域清掃組合議会として議長及び副議長が選出されておられませんので、地方自治法第107条

の規定により、議長が選出されるまでの間、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなります。出席議員中、高橋議員が最年長議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと存じます。それでは、議事の進行をよろしくお願い申し上げます。

[高橋弘行臨時議長 議長席に着く]

○高橋弘行臨時議長 それでは、ただいまご紹介いただきました高橋弘行でございます。

本日の定例会は、地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

午後 1時 35分 開会

○高橋弘行臨時議長 それでは、ただいまから、令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が9名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

それでは、直ちに会議を開きたいと思っております。

△仮議席の指定

○高橋弘行臨時議長 この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまの着席の議席を指定いたします。

△議事日程（その1）の報告

○高橋弘行臨時議長 それでは、議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のその1のとおりでございますので、ご了承願いたいと思っております。

△議長の選挙

○高橋弘行臨時議長 それでは、日程第1、議長の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。本組合議会議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思っておりますが、これ

にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋弘行臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。臨時議長において指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋弘行臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

本組合議会議長に、吉田豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました吉田豊彦議員を本組合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋弘行臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田豊彦議員が本組合議会議長に当選されました。

当選された吉田豊彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選されました吉田豊彦議員に、ご挨拶をお願いいたします。

[吉田豊彦議長 登壇]

○吉田豊彦議長 それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

このたびは、皆様の推挙を得まして、議長に就任することになりました。誠に身に余る光栄であり、心から厚くお礼を申し上げます。

本組合は、皆様ご承知のとおり行田市、そして鴻巣市の2市を構成市とする組合として、本年4月から新たなスタートを切ったところであります。可燃ごみの処理という市民生活に欠かすことのできない本組合が担う事業について、組合議会は引き続き安全かつ適正な現有施設の管理運営がなされるよう、的確に対応していくことが重要と考えます。議長として微力ながら誠心誠意努力をする所存でありますので、どうか議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、これか

らも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げて、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○高橋弘行臨時議長 それでは、以上をもちまして臨時議長としての議事の進行は終了いたします。ご協力誠にありがとうございました。

以後の議事進行につきましては、新議長にお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

[吉田豊彦議長 議長席に着く]

○吉田豊彦議長 それでは、直ちに議長の職務を執らせていただきます。

△議事日程（その２）の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のその２のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の指定

○吉田豊彦議長 まず、日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第３条第１項の規定によりまして、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８４条の規定により議長において指名いたします。

１番 町田 光 議員

２番 小林 修 議員

以上２名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日１日とすることにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

本組合議会副議長に、加藤英樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました加藤英樹議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤英樹議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された加藤英樹議員が議場におられますので、本席から会議規則

第31条第2項の規定により告知をいたします。

△議会運営委員会の委員の選任

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会委員会条例第1条及び第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任については、次の方々を指名いたします。

小林修議員、坂本晃議員、高橋弘行議員、以上の方々を指名いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が彩北広域清掃組合議会運営委員に選任されました。

△管理者あいさつ

○吉田豊彦議長 ここで、石井管理者より発言を求められておりますので、許可をいたします。―――管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、心から厚く御礼申し上げます。

本組合は、4月から構成市を行田市、鴻巣市の2市とする彩北広域清掃組合として再スタートをいたしました。組合議員各位におかれましては、新体制となりましたが、新型コロナウイルスの対応に伴いまして、限られた時間の中、臨時会ではなく本定例会にて各種案件をご審議いただく運びとなった次第です。各位のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

さて、本組合は、共同処理する事務は現有施設の小針クリーンセンターでの行

田市及び鴻巣市吹上地区の可燃ごみの処理と、最終処分場の維持管理業務でございます。

新型コロナウイルスは現在もお終息に至っていない状況であり、住民の安定的な生活の確保及び環境衛生の維持のために必要不可欠な社会インフラとして、廃棄物処理施設の重要性は改めて認識をされております。管内のごみ処理を滞りなく進めること、安心安全な施設の稼働を維持することが本組合の使命でございます。

今後とも議員各位におかれましては、本組合の事業運営に格別なるご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

△議案第9号及び議案第10号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、議案第9号及び議案第10号を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。――事務局。

[事務局朗読]

○吉田豊彦議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。――管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第9号及び議案第10号について、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、いずれも監査委員の選任についてであります。初めに、議案第9号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについてですが、本案は、組合議員より選任されておりました監査委員の坂本晃氏が、令和2年3月31日をもって任期が満了となったことから、その後任として、江川直一氏を選任いたしたく、また議案第10号におきましては、彩北広域清掃組合代表監査委員の吉田幸一氏が、令和2年7月20日をもって任期満了となりますので、上野健司氏を選任いたしたく、彩北広域清掃組合規約第14条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論省略、採決

○吉田豊彦議長 これより、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている2議案は、人事案件でありますので、正規の手続を省略して、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま上程されている2議案は、正規の手続を省略して、直ちに採決いたします。

まず、議案第9号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、これに同意することに決しました。

次に、議案第10号、彩北広域清掃組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号は、これに同意することに決しました。

△議案第11号及び議案第12号の一括上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、議案第11号及び議案第12号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[石井直彦管理者 登壇]

○石井直彦管理者 それでは、議案第11号、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変

更について及び議案第12号、埼玉県央広域公平委員会の規約変更については、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の1ページないし4ページをお願いいたします。議案第11号は、本組合が加入しております埼玉縣市町村総合事務組合における本組合の名称変更に係る規約の一部変更について、また議案第12号は、本組合が加入しております埼玉県央広域公平委員会における本組合の名称変更に係る規約の一部変更について、それぞれ地方自治法関連条項の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で、議案第11号及び議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第11号、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について及び議案第12号、埼玉県央広域公平委員会の規約変更について、ご説明申し上げます。

皆様ご案内のとおり本組合は、令和2年3月構成3市の定例市議会における議決をいただき、法定協議が調ったことから県の許可を受け、本年4月1日より、共同処理する事務の変更と構成団体の数の減などを含む規約変更を行い、組合名称が鴻巣行田北本環境資源組合から彩北広域清掃組合となりました。

このことに伴いまして、本組合が加入しております2団体、埼玉縣市町村総合事務組合と埼玉県央広域公平委員会の規約に関しまして、本組合の名称に係る箇所の一部変更を行う必要が生じたため、議案第11号につきましては、地方自治法第290条の規定に基づき、議案第12号につきましては、地方自治法第252条の7第3項の準用規定に基づきまして、規約変更に当たり関係地方公共団体の議会の議決を要する協議が必要なことから、ここに議案を提出するものでございます。

それでは、参考資料としてお手元にお配りしております条例等新旧対照表の1ページをお願い申し上げます。埼玉縣市町村総合事務組合規約では、別表第1及び第2において、加入団体の一覧がございます。

3ページをお願いいたします。また、埼玉県央広域公平委員会共同設置規約では、第1条において、共同設置団体が列記されております。このたび、鴻巣行田

北本環境資源組合を彩北広域清掃組合にそれぞれ名称を改めるものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。附則でございますが、総合事務組合の規約変更につきましては、県知事の許可があった日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

4ページをお願いいたします。県央広域公平委員会の規約変更につきましては、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第11号及び議案第12号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第11号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、埼玉県央広域公平委員会の規約変更について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 1時 58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 月 日

彩北広域清掃組合議会臨時議長

高橋弘行

彩北広域清掃組合議会議長

吉田豊彦

彩北広域清掃組合議会議員

町田光

同

小林修